

②

令和7年

市議会4月臨時会議案  
(その2)

静岡市

# 議 案 説 明

## 議案第121号 専決処分の報告及びその承認について

静岡市税条例の一部改正で、地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税種別割の税率区分の見直し等について、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

## 目 次

議案番号	件 目	頁
議案第 1 2 1 号	専決処分の報告及びその承認について(静岡市税条例の一部改正について)	3

議案第121号

## 専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市税条例の一部改正について、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年4月25日提出

静岡市長 難波喬司

専決第1号

### 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波喬司

#### 静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第89条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの  
の 年額 2,000円

第94条第2項第5号中「定格出力」の次に「(第89条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第95条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記

録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第19条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第35条の2第3項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第4項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(軽自動車税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の静岡市税条例の第89条第1号の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。